

(参考) 現行の人材確保等のための主な取組みの概要

1. 福祉人材センターの概要……………P6
2. 福利厚生センターの概要……………P9
3. 介護保険制度における訪問介護の特定事業所加算の概要……………P12
4. 訪問介護員等にかかる養成研修の概要……………P13
5. 「介護サービス情報の公表」制度の概要……………P16
6. 福祉サービスの第三者評価推進事業の概要……………P18
7. 平成19年度における介護労働者雇用管理改善等の関連施策について……………P21

1. 福祉人材センターの概要

(設置の経緯)

「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な推進等を図るため、平成3年度より3年計画で都道府県福祉人材情報センターとしてその整備を進めてきたが、福祉人材確保法において、社会福祉事業法上、新たに福祉人材センターとして法定化された。

平成5年度において、全都道府県への設置を完了するとともに、同年10月に中央福祉人材センターの設置を行ったところである。

(事業の概要)

○ 中央福祉人材センター(根拠:社会福祉法第99条)

1 実施主体 全国社会福祉協議会

2 主な事業内容

- (1) 都道府県福祉人材センターの業務に関する連絡調整、指導
- (2) 人材需給情報の収集、提供
- (3) 都道府県人材確保相談員等の研修
- (4) 社会福祉事業従事者の研修
- (5) 啓発、広報

○ 都道府県福祉人材センター(根拠:社会福祉法第93条)

1 実施主体 都道府県

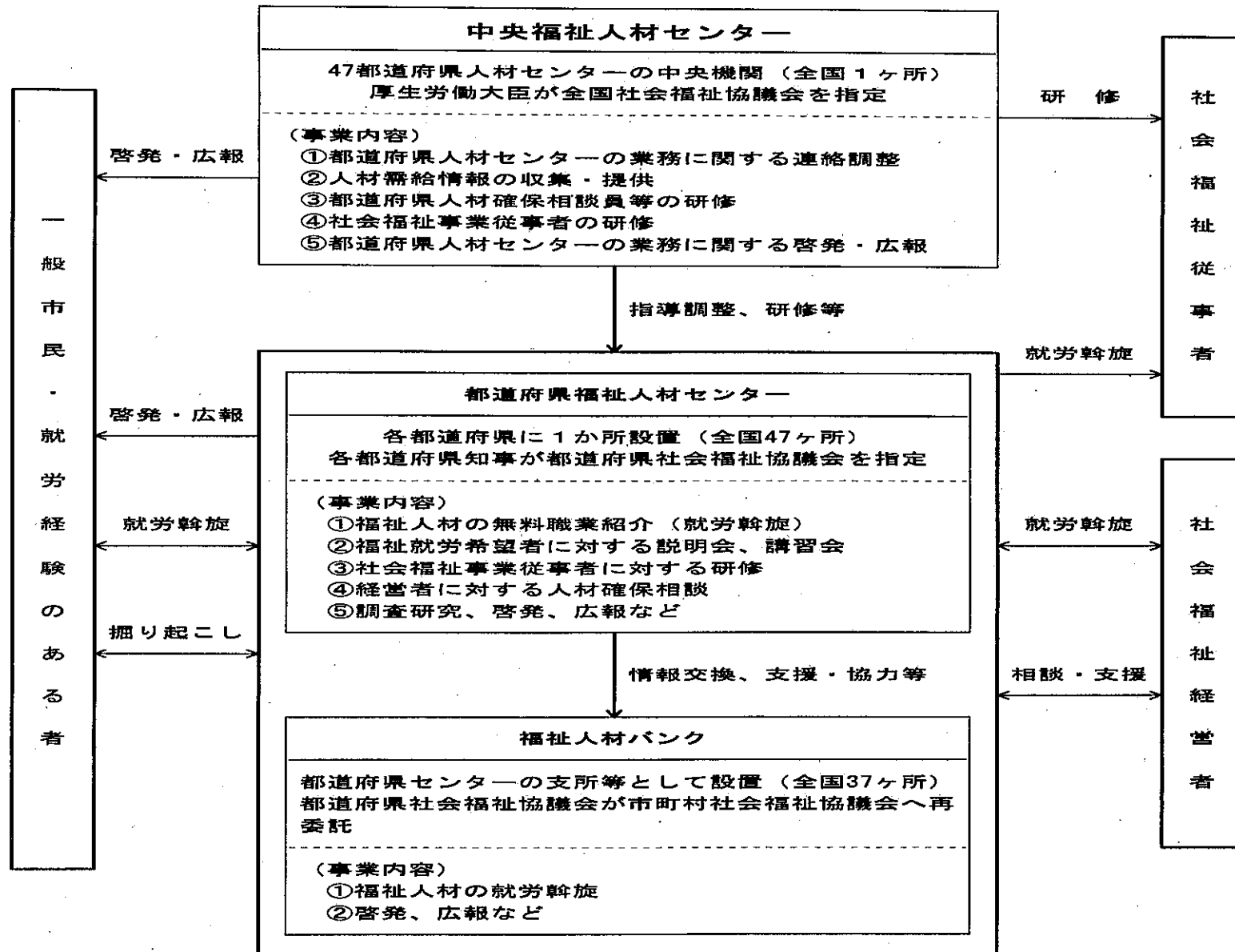
2 事業内容

- (1)福祉人材の無料職業紹介(就労斡旋)
- (2)福祉就労希望者に対する説明会、講習会
- (3)社会福祉事業従事者に対する研修
- (4)経営者に対する人材確保相談
- (5)福祉人材バンク事業
- (6)調査研究、啓発・広報など

(参考)福祉人材センターを通じた求人・求職状況(平成17年度実績)

新規求人数	95,336人
新規求職者数	263,156人
求人・求職相談件数	633,374件

○ 福祉人材センターのイメージ



2. 福利厚生センターの概要

1 実施主体

社会福祉法人 福利厚生センター(理事長 丸山 晴男)

2 福利厚生センターの目的

社会福祉法に基づき、社会福祉事業経営者が単独ではできない職員の福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模の利益を享受して、立ち遅れた民間社会福祉事業従事者の福利厚生の向上を目指すものである。

3 社会福祉法の位置付け

- (1)社会福祉法第102条の規定に基づき、社会福祉法人福利厚生センターを指定(平成6年4月より)
- (2)国は社会福祉事業従事者の確保のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない(社会福祉法第90条)
- (3)国は、福利厚生事業の共同化を促進し、福利厚生センターの事業を推進すること(福祉人材確保指針 第4)

4 主な事業内容(会費充当)

(1)健康支援事業

ア 政管健保制度を活用し、生活習慣病予防健診、人間ドック等を受診した場合に、その本人負担分の一部を補助し、生活習慣病予防健診の受診促進を図る。

イ 社会福祉事業従事者の健康増進のため、スポーツクラブ等と提携して有利な条件で会員にスポーツ施設の斡旋を行う。

(2) 余暇支援事業

ア 旅行業者と提携して有利な条件で会員に旅行・宿泊施設を斡旋する。

イ 会員同士の各種クラブ、サークル活動を支援する。

(3) 生活支援事業

永年勤続記念品等各種贈呈事業や物販割引、通信販売、団体保険等を行う。

(4) 啓発支援事業

海外研修事業、接遇講習会等自己啓発に関する事業を実施

(5) その他

ア 会員情報誌発行

イ 会員が身近に利用できる、地域に密着した事業等を行う。

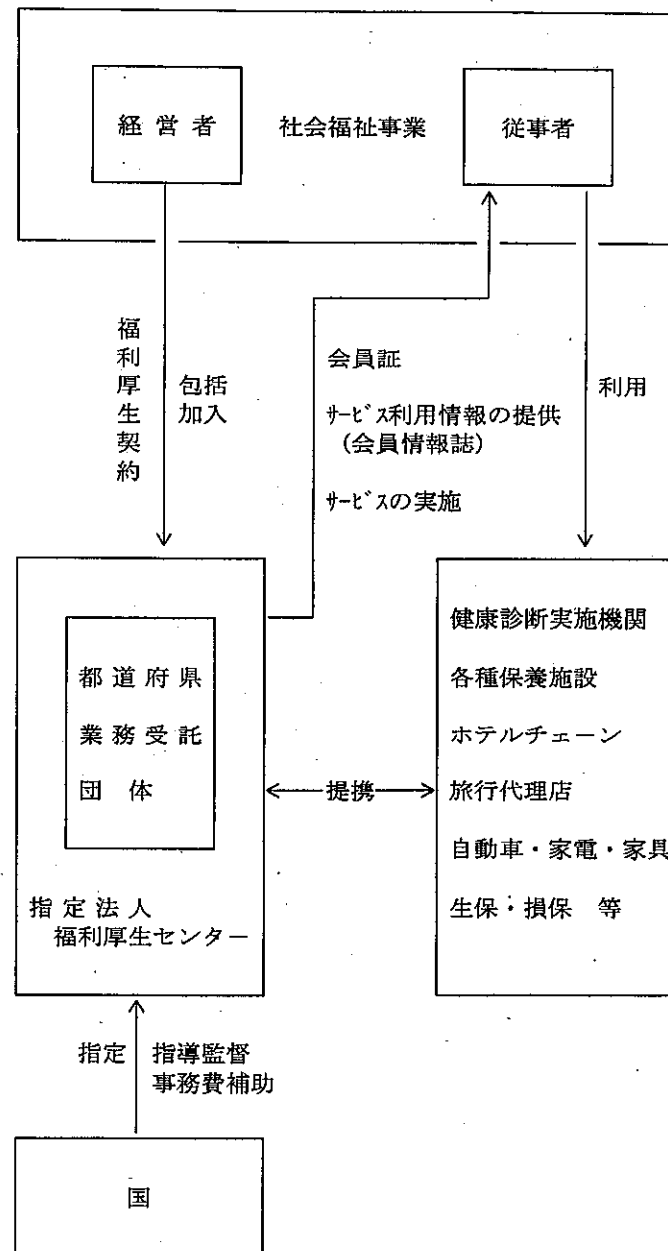
5 会員数

171, 610人(平成18年3月31日現在)

6 会費

1人当たり1万円／年額(法人一括加入)

○ 福利厚生センターのイメージ



3. 介護保険制度における訪問介護の特定事業所加算の概要

- サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備、中重度者への対応などを行っている事業所について加算

【特定事業所加算(Ⅰ)】

・体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 → 基本単位数の20%を加算

【特定事業所加算(Ⅱ)】

・体制要件、人材要件に適合する場合 → 基本単位数の10%を加算

【特定事業所加算(Ⅲ)】

・体制要件、重度対応要件に適合する場合 → 基本単位数の10%を加算

※算定要件

〈体制要件〉

- ①事業所のヘルパー(登録者を含む。以下同じ。)に対して計画的に研修(外部研修の受講を含む。)を実施。
- ②サービス提供責任者が、ヘルパーに対し、サービス提供前に文書等確実な方法により、利用者に関する情報等の伝達を行うとともに事後に報告を受けていること。
- ③ヘルパーの健康診断等を定期的実施。

〈人材要件〉

- ①事業所のヘルパーについて介護福祉士の割合が30%以上。
- ②サービス提供責任者の全てが5年以上の経験を有する介護福祉士。

〈重度対応要件〉

当該事業所の訪問介護サービスの利用者(予防給付を含む。)のうち要介護4又は5の割合が20%以上

4. 訪問介護員等にかかる養成研修の概要

【訪問介護員養成研修】

課程・総時間数	形態	目的
1 級 計：230時間	講義：84時間 演習：62時間 実習：84時間	2 級課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、主任訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得すること（2 級課程修了者が対象）。
2 級 計：130時間	講義：58時間 演習：42時間 実習：30時間	訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得すること。
3 級 計：50時間	講義：25時間 演習：17時間 実習：8 時間	訪問介護員が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得すること。

※ 介護保険法に基づく訪問介護等、障害者自立支援法に基づく居宅介護に従事する要件として、各制度において規定しているが、内容、時間等については共通。

【介護職員基礎研修】

総時間数	形態	目的
計：500時間	講義： 演習： 実習：140時間	介護に従事する職員が行う業務全般に関する専門的な知識及び技術を修得すること。

※ 平成18年度から制度化。

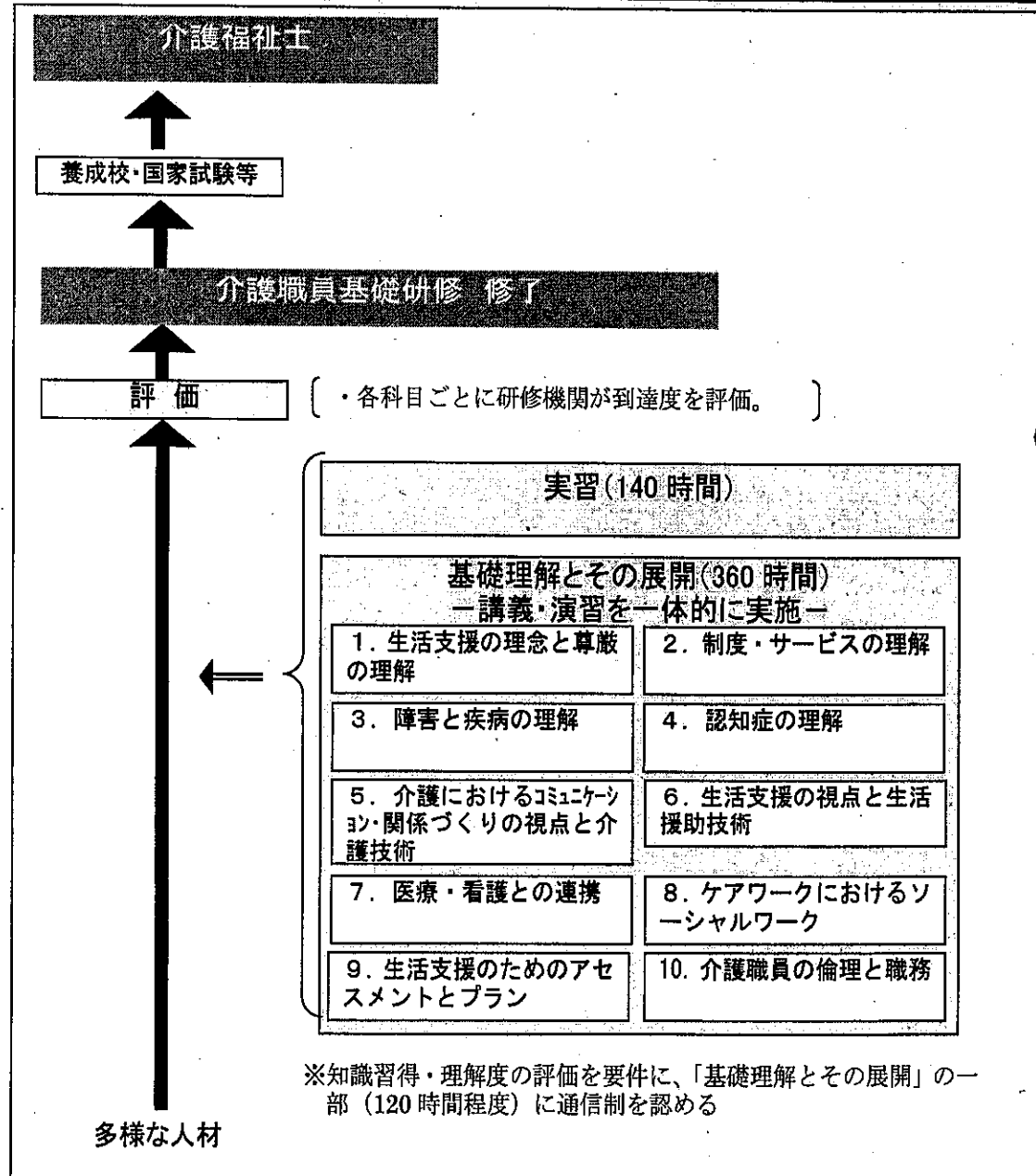
訪問介護員養成研修修了者数

年 度	養成課程修了者数（単位：人）			1 級～3 級の 単純合計
	1 級課程	2 級課程	3 級課程	
平成 3 年度	3,903	1,311	4,905	10,119
平成 4 年度	4,651	4,716	14,722	24,089
平成 5 年度	5,035	9,316	24,247	38,598
平成 6 年度	6,687	18,665	31,079	56,431
平成 7 年度	8,036	28,121	39,708	75,865
平成 8 年度	5,625	37,868	43,285	86,778
平成 9 年度	3,913	44,322	41,085	89,320
平成 10 年度	7,644	93,064	70,531	171,239
平成 11 年度	8,896	298,327	105,987	413,210
平成 12 年度	10,255	275,846	66,295	352,396
平成 13 年度	14,402	302,363	35,156	351,921
平成 14 年度	17,984	292,782	20,745	331,511
平成 15 年度	19,644	310,971	17,329	347,944
平成 16 年度	22,185	315,819	12,967	350,971
平成 17 年度	18,402	289,844	9,719	317,965
合 計	157,262	2,323,335	537,760	3,018,357

（注1）平成2年度以前の実施分については実態を把握していない。

（注2）各養成課程欄の数値は、1人の者について、年度をおって養成課程昇進（レベルアップ）を行っている場合、重複して計上される。

介護職員基礎研修(基礎的な介護職業教育)の概要



研修の目的・概要

- これから介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、プロとして職務にあたるうえでの基本姿勢、基礎的な知識・技術を習得させるとともに、今後、介護福祉士をめざしてより専門的な知識・技術を獲得していくための基盤を形成する。
- 利用者の状況やケアモデルの変化を踏まえ、利用者の尊厳を保持し、生活全体を支援する個別的ケアの提供、認知症高齢者へのケア、医療・看護との連携やチームケア、地域を基盤としたケアに関する内容を充実。
- これから就業するものが、ケアの理念の体得、技術習得できるよう、教育方法・時間数を拡充。
- 講義と演習を一体的に展開。
- 各研修機関において受講者の知識の理解度、介護技術の習得度を評価。
- 介護福祉士養成カリキュラムとの一定の整合性に配慮。
- 受講しやすくするための柔軟な研修展開。
- 訪問介護員資格を保有する現任者等が受講する場合は、これまでの研修受講歴、実務経験等を十分に評価し、受講科目の免除等を行う。

5. 「介護サービス情報の公表」制度の概要

1. 制度の目的

介護保険制度における介護サービス事業者に対し、利用者の事業者選択に資する情報の公表を法律で義務付け、都道府県が公表を行うことにより、利用者が容易に事業者情報を入手できる環境を整え、適切な事業者選択が行われることを目的とする。(介護保険法第115条の29)

2. 実施主体

都道府県

3. 実施方法

- (1) 都道府県は、情報の公表の報告、調査、公表の計画を作成
- (2) 事業者は、報告計画に基づき公表すべき情報(基本情報、調査情報)を都道府県に報告
- (3) 都道府県(又は都道府県が指定する指定調査機関)は、調査計画に基づき事業所を訪問し調査情報を調査。
- (4) 都道府県(又は都道府県が指定する指定情報公表センター)は、基本情報及び調査の終了した調査情報を公表する。

4. 公表される情報

事実に基づく客観的な情報について、各事業所ごとに公表(年1回)
※平成19年4月現在12サービスが開始済み。順次開始予定。

- (1) 基本情報: 基本的な事実情報であり、公表するだけで足りるもの
例) 事業所の職員体制、設備、利用料金等
- (2) 調査情報: 事実かどうか客観的に調査することが必要な情報
例) 介護サービスに関するマニュアルの有無等

5. 公表の方法

インターネット等により公表